東京レンタルサポート制度　共通免責規定

1.「東京レンタルサポート制度」に加入されていない場合。
2. 被サポート者業務に従事中の使用人に対する損害。
3. 被サポート者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定或いは取り決めがある場合、その約定或いは取り決めにより加重された賠償責任。
4. 無断で転貸し、発生した損害。
5. 故意、重大な過失または、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
6. 不誠実行為（詐欺・横領等）により発生した事故。
7. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。
8. 差押え・徴発・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害。
9. じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害。
10. 地震・噴火・津波・水災によって生じた損害。（※7）
11. 置き忘れ・紛失等による損害。
12. 事故に関わる間接損害。（※8）
13. 常時地面に接する部分の損害。
14. 燃料物質等により生じた損害や傷害。
15. レンタル機械及び車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行った事による事故の損害。
16. 弊社の「レンタル取引基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故。
17. 取扱説明書に記載のない、またはこれを逸脱した使用による事故の損害。
18. 危険行為による損害や事故が予見できるにもかかわらず回避義務を怠った事による損害。
19. 必要な資格を有しない者の運転操作による事故の損害。
20. 事故発生時は１週間以内に弊社に事故報告書をご提出ください。遅れるとサポート非対応となります。
21. 日本国外で発生した事故等。
22. 弊社内で発生した事故。
23. 他の機械、車両、物が原因の損害で原因元が特定されている場合は、原因元の方に賠償していただきます。

※7 車両サポートにおいては、水災によって生じた損害をサポート対象といたします。
※8 事故発生時のレンタル機械及び車両の引き上げ費用、回送費用、入替え費用、現場での点検費用、代替レンタル機械及び車両のレンタル料金、事故レンタル機械及び車両修理期間の休業補償費用や事故が原因による工期が延長になった為の損害費用等。

サポートできない事故例

動産サポート　自動車サポート
電気、機械的事故によるもの。
お客様の不注意によるエンジン焼付け等

動産サポート　自動車サポート
故意、または重大な法令違反に起因する損害。
わざと壊した等

動産サポート　自動車サポート
錆・変質・変色

動産サポート
地震、噴火、津波、水災による損害。

動産サポート　自動車サポート
消耗部品単体の破損。

動産サポート
紛失・置き忘れによる損害。
ポンプを川に落とした。見つからない等

賠償サポート
オペレーターと人身事故被害者が同じ勤務先の場合。（同僚間災害）
A社のオペレーターがA社の従業員を誤ってケガをさせた。

動産サポート
ナンバー無し建機での公道走行中における賠償事故。
公道自走中の事故

賠償サポート
自分の所有・使用・管理物の損害。
A社にレンタルした機械でA社の機械を破損した

動産サポート　自動車サポート
飲酒・無免許・無資格等での使用または運転。

動産サポート　自動車サポート
不誠実行為・詐欺・横領による損害。